

公立大学法人金沢美術工芸大学内部統制規程

平成 31 年 4 月 1 日
法人規程第 102 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）における内部統制の体制及び運用について、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規程において内部統制とは、法人の業務を適法、適正、効率的に執行するために、理事長が法人内に整備、運用する仕組みをいう。

（体制）

第 3 条 法人に内部統制を担当する理事を置き、副学長である理事（以下「副学長」という。）をもって充てる。

2 法人に内部統制を推進する委員会（以下「委員会」という。）を置き、副学長、美術工芸学部を代表する者、美術工芸研究科を代表する者、事務局長、その他理事長が指名する者をもって充てるものとする。

3 内部統制に関する事務は、事務局がつかさどる。

（業務）

第 4 条 委員会は、日常的に又は臨時に内部統制の有効性と適切性を監視、評価し、その状況を副学長に報告するものとする。

2 委員会は、内部統制の体制及び運用を、継続的に見直すものとする。

（委任）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。